

EPSに関する改正論点の整理・検討
 <専門委員会での議論の概要>

1. IAS33号・SFAS128号の改正論点に関連する論点

1. 1株当たり利益の算定

- (1) 基本的EPSの計算上、普通株主と共に当期の損益に対する取り分を与えるとみなされる金融商品の要件

日本基準(基準2号、適用指針4号(以下略))	IAS33号改正案
<p>条件付発行可能普通株式は、<u>特定の条件</u> (ただし、単に時間の経過により条件が達成される場合を除く。)を満したときに、普通株式数に含める。(適14項)</p> <p>潜在株式は、<u>実際に権利が行使されたとき</u>に、普通株式数に含める(基18項)</p>	<p>現金又はその他の対価を全く又はほとんど必要とせずに現在発行可能となる普通株式は、普通株主と共に当期の損益に対する取り分を有しているとみなされる。したがって、そうした株式は当期発行済株式の加重平均株式数に含まれる。(19項)</p>

(検討の方向性)

現時点で配当に参加する権利のない金融商品が、その所有者に当期の損益に対する現在の取り分を与えるとみなされるためには、既に対価を受領し、現時点で普通株式が発行可能であるとともに、行使又は転換による普通株式の発行が確実である必要があると考えられる。

このため、現金又はその他の対価を全く又はほとんど必要とせずに現在発行可能であることに加え、その発行が確実である普通株式に限る方向で検討を行うかどうか。

- ▶ 条件付発行可能普通株式で、現金又はその他の対価を全く又はほとんど必要とせずに普通株式を発行することとなるものは、特定の条件を満たし、かつ、発行可能となったときに、普通株式数に含める。
- ▶ 潜在株式のうち、現金又はその他の対価を全く又はほとんど必要とせずに普通株式を取得することができる権利を有するものは、権利行使が可能であり、かつ、その行使が確実になったときに、普通株式数に含める。

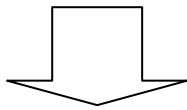
【改正箇所】適4項、5項、8-2項、14項、15項、46-2項、51-2項

(2) 転換型株式の取扱い

会社法上発行可能¹な転換型株式の形態

「取得条項付株式」・・・会社が、一定の事由が生じたことを条件としてその株式を取得することができる株式をいう（会社法 2⑱）

「取得請求権付株式」・・・株主が、会社に対してその株式の取得を請求することができる株式をいう（会社法 2⑱）



（対価の種類に応じて転換型、又は償還型に分類される）

転換型株式：取得条項付株式及び取得請求権付株式のうち、普通株式を対価とするものが該当

（償還型株式：取得条項付株式及び取得請求権付株式のうち、普通株式以外を対価とするものが該当）

ポイント

[日本基準]

・転換型の参加型株式について、基本的 EPS は、転換仮定方式に準じて算定される（したがって、潜在株式調整後 EPS は算定されない）

[IAS33 号 ED]

・転換型の参加型株式²について、基本的 EPS は、2 種方式で算定され、潜在株式調整後 EPS は、2 種方式と転換仮定方式で算定されたうち、より希薄化する方が採られる。

・転換型の非参加型株式の基本的 EPS は、非転換型と同様、現在の配当形態に応じて算定され、潜在株式調整後 EPS については、転換仮定方式で算定される。

¹会社は、①剰余金の配当、②残余財産の分配、③株主総会において議決権を行使することができる事項、④譲渡によるその種類株式の取得について会社の承認を要すること、⑤取得請求権付種類株式、⑥取得条項付種類株式、⑦全部取得条項付種類株式、⑧株主総会において決議すべき事項のうち、その決議のほか、その種類株主総会の決議があることを必要とするもの、⑨その種類株主総会において取締役又は監査役を選任することについて異なる定めをした内容の異なる種類株式を発行することが認められている。（会社法 108）

² IAS 第 33 号 ED では、参加型金融商品を「事前に設定されている算式に従って所有者に対し普通株式の配当に参加できる権利を付与する金融商品」とし（第 6 項）、参加型金融商品の定義を満たす強制的転換型金融商品の基本的 EPS の計算は、参加型金融商品に関する指針（2 種方式）を適用すべきであると提案している（BC12 項）

転換型株式のEPS計算方法の比較

配当の種類		基本的EPS		潜在株式調整後EPS	
		日本基準	IAS ED	日本基準	IAS ED
非参加型優先配当		優先配当額を当期純利益から控除 (基16項、ED13項)		転換仮定方式（基27項、ED51項）	
参加型優先配当	(a) 事前算定可 ³	転換仮定方式？（適12項）	2種方式(BC12項)	調整なし？	2種方式と転換仮定方式でより希薄化する方法（A26項）
	(b) 上記以外		非参加型に準じる？(ED13項)		転換仮定方式（ED51項）
参加型配当	(c) 事前算定可	転換仮定方式（適12項）	2種方式（BC12項）	調整なし	2種方式と転換仮定方式でより希薄化する方法（A26項）
	(d) 上記以外		？		？

（検討の方向性）

基本的EPSの算定においては、IASと同様、転換を仮定せず、現在の配当請求権の特質に応じて計算を行い、転換の影響は潜在株式調整後EPSにおいて算定する方が、EPSが多面的に開示されるためよいと考えられる。

このため、以下のとおり、改正を行うことでどうか。

- ▶ 基本的EPSの計算においては、参加可能額があらかじめ定められた方法により算定可能なもの((a)、(c))は、IASと同様、2種方式を採用する。なお、IASでは、参加可能額があらかじめ定められた方法により算定可能でないもの((b)、(d))については明文的な取扱いがないため、我が国においては、(b)については、優先配当を受けた後、普通株式に係る利益を、普通株主及び当該参加型優先配当株式の期中平均株式数で除して基本的EPSを算定し、(d)については、普通株式と同等の株式⁴として取り扱う。
- ▶ 潜在株式調整後EPSの計算は、上記の方法と転換仮定方式とを比較し、より希薄化する方法による。

【改正箇所】適6項、9項、12項、12-2項、27-2項、38項、47項、48項

³ 参加可能額があらかじめ定められた方法により算定可能なもの（以下、同様）

⁴ 普通株式より配当請求権が優先的ではなく、かつ、普通株式の配当請求権とは異なる内容の配当請求権に基づく金額を、あらかじめ定められた方法により算定できない株式をいう（ただし、いずれの場合も、優先的ではないが異なる配当請求権を有する株式（第6項参照）を除く。）（適8項）。普通株式と同等の株式が存在する場合には、これらの株式数を含めて1株当たり当期純利益を算定する（基13項）。

2. 潜在株式調整後１株当たり当期純利益の算定

(1) 自己株式方式の改正

日本基準	IAS第33号改正案
<ul style="list-style-type: none"> ・希薄化効果をもつ場合（<u>期中平均株価</u>＞行使価格）、期首に行使され普通株式を発行したと仮定する。 ・行使による入金額は、<u>期中の平均株価</u>で普通株式を購入するために用いたと仮定する。 ・純増加数を分母に含める。 ・記載なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・希薄化効果をもつ場合（<u>期末株価</u>＞行使価格）、期首に行使され普通株式を発行したと仮定する。 ・行使による入金額は、<u>期末株価</u>で普通株式を購入するために用いたと仮定する。 ・純増加数を分母に含める ・<u>オプション又はワラントの負債の期末の帳簿価額⁵</u>を行使による入金額に含める。 (SFAS128号ED)

(検討の方向性)

① オプション・ワラントの負債の帳簿価額の取扱い

新株予約権（ワラント及びストック・オプション）の行使により普通株式が発行される場合、当該金融商品の帳簿価額は、資本に払い込まれるため、現金と交換に株式を発行する取引と、企業の株主資本に与える影響は同じである。このため、新株予約権の期末の帳簿価額を行使による入金額に含めることでどうか。

② 期末株価の使用

以下のデメリットはあるものの、メリット及び会計基準の国際的なコンバージェンスの観点を踏まえ、自己株式方式に用いる市場価格を「期中平均株価」から「期末時点の株価」に変更することでどうか。

(メリット)

- ・EPS 計算が簡素化される。
- ・期末株価を用いることは、SFAS 第 128 号の改訂案で提案されているように、行使により払い込まれると仮定される入金額に、損益を通じて公正価値で測定されないオプション等の負債の期末帳簿価額を含めることと整合する。

(デメリット)

- ・現行の会計基準では、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定の目的を、普通株主に関する「一会計期間における」企業の成果

⁵ IAS 改正案では、負債に計上されるオプション、ワラント及びその同等物は損益を通じて公正価値で測定されるため、当該規定は定められていない。

を示すことにあるとしている（基準第 3 項及び第 37 項）。この目的に照らせば、期末時点の株価を用いるよりも、期中平均株価を用いることが整合的と考えられる。

【改正箇所】 基 24 項、26 項、55 項～56-2 項、適 21 項、

(2) ストック・オプション（固定型未確定）の取扱い

日本基準	IAS 第 33 号改正案
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自己株式方式による（適 22 項、53 項） ・ 行使による入金額に左記 (a)、(b) は含まれない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自己株式方式による ・ 行使による入金額に以下を含む（ED49項） <ul style="list-style-type: none"> (a) 将来企業に提供される財貨又はサービスの付与日時点の公正価値⁶ (b) ストック・オプション等の行使時点で資本に貸方計上される税効果（該当するものがある場合）

(検討の方向性)

(a) 将来企業に提供される財貨又はサービスの公正価値は、従業員が支払わなければならない対価の額であるため、潜在株式調整後 EPS の計算において、自己株式方式によりストック・オプションの希薄化を算定する場合の行使による入金額に、将来企業に提供される財貨又はサービスの公正価値の額を含めることでどうか。

なお、(b) 税効果については、該当するものがない⁷ため、定めない。

【改正箇所】 適 22 項、53-2 項

⁶ 一部表現が修正されているが、改正案以前から含まれている。

⁷ わが国では、税制非適格ストック・オプションの場合、行使時に損金算入されるため、株式報酬費用計上時に繰延税金資産が計上されるが、行使時に当該繰延税金資産が取り崩され、法人税等調整額として処理されるため、該当するものはないと考えられる。

II. その他の論点

1. 潜在株式調整後１株当たり当期純利益の算定

- (1) 子会社又は関連会社（以下、子会社等）が親会社の潜在株式となる証券又は契約を発行した場合、及び親会社が子会社等の潜在株式となる証券又は契約を発行した場合

	日本基準	IAS第33号
子会社等が親会社の潜在株式となる証券又は契約を発行した場合	記載なし	親会社の潜在的普通株式に含める（A33項(b)）
親会社が子会社等の潜在株式となる証券又は契約を発行した場合	記載なし	転換を想定し、分子を調整する。さらに、想定される転換の結果、子会社等の普通株式増加に起因する親会社の損益の変動（配当収入や持分法利益など）についても分子の調整を行う（A34項）

（検討の方向性）

制度上発行可能であるため、国際的な会計基準と同様の取扱いを定めることでどうか。

【改正箇所】適33項、33-2項

(2) COCOs（条件付転換証券：Contingently Convertible Instruments）の取扱い

（国際的な会計基準での取扱い）⁸

EITF04-8では、条件付転換証券（(a)市場価格トリガー又は(b)市場価格トリガーをひとつの要素とする複数の偶発事象で、かつ、一定の市場の条件を満たすことによって当該証券が転換または株式で決済することができるという条件に基づいて偶然に転換可能又は行使可能となる転換権が埋め込まれた証券）について、条件付転換証券は（もし希薄化効果があれば）市場価格トリガーが満たされているかどうかにかかわらず希薄化後１株当たり利益に含めなければならないとしている。

（我が国の会計基準での取扱い）

実務対応報告第9号Q5

転換請求可能期間が未到来である転換株式で、特定の利益水準や株価水準の達成

⁸ 対象となる証券が区分法で処理されている場合には自己株式方式となるので、転換仮定方式が問題となるのは対象となる証券が一括法で処理されている場合だけである。IAS第32号では、転換社債は区分法で処理されるため、EITFのような問題はあまり生じていないと考えられる。

などの条件が付されている場合には、条件付発行可能潜在株式として取り扱うことになる。

適用指針第４号 30 項、32 項

条件付発行可能潜在株式が希薄化効果を有する場合、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定にあたっては、当期純利益調整額を普通株式に係る当期純利益に加え、普通株式増加数を普通株式の期中平均株式数に加える。(30 項)

(2) 希薄化効果を有する条件付発行可能潜在株式が期末までには条件を満たさないが、期末を条件期間末としたときに当該条件を満たす場合の、その潜在株式数 (32 項)

(参考) 各算定方法において潜在株式調整後 EPS に含める場合 (希薄化効果がある場合)

	(a) 転換仮定方式	(b) 自己株式方式	(c) 条件付発行可能普通株式 条件付発行可能潜在株式
潜在株式調整後 EPS に含める場合	1 株当たりの当期純利益が転換証券に関する増加普通株式 1 株当たりの当期純利益調整額を上回る場合	期末株価がワラントの行使価格を上回る場合	希薄化を有する潜在株式が、期末までに条件を満たす場合及び期末までに条件を満たさないが期末を条件末日としたときに当該条件を満たす場合

(検討の方向性)

【案 1】 EITF の取扱いに合わせ、転換仮定方式を適用する。

【案 2】 期末を条件期間としても転換可能条件を満たさない場合には注記にとどめ、実務対応報告を改正しない。

転換仮定方式では、転換の可能性の有無（転換価格がインザマネーかどうか）にかかわらず、普通株式増加数に含めるため、EITF では、株価をトリガーとする条件付転換株式についても、株価が条件を満たしているかどうかにかかわらず、普通株式増加数に含めているものと考えられる。しかし、IASB では、今回の改正は見送られたが、転換仮定方式自体が、潜在的に転換可能な証券による希薄化効果を反映するという自己株式方式や条件付発行可能潜在株式の取扱いと不整合であることが指摘されている。

このような状況で、我が国において、株価をトリガーとする条件付転換株式について、【案 1】のように株価にかかわらず転換仮定方式を採用する方法に改正することは、株価により転換の可能性が判断される通常の転換社債との間との取扱いが整合的になるが、潜在的に転換不能な証券の希薄化効果を反映することにな

るため、不整合が拡大することとなる⁹。このため、現段階では、株価をトリガーとする条件付転換株式の取扱いについての改正を行わず、【案２】のように潜在株式のうち、転換の可能性のあるものについてはEPS計算に含め、転換可能性がないものは開示により対応するという現行の取扱いのままとし、転換仮定方式の取扱いを含め、希薄化EPSに含める潜在株式の範囲をどのように整合的に取り扱うかについては負債と資本のプロジェクト等の海外の動向をみながら今後検討することかどうか。

(3) MSCBの取扱い

MSCB(Moving Strike Convertible Bond)とは、特殊条項が付いた転換社債を指し、発行後一定の期間経過後に、転換価格をその時の時価で算定し直す条項が付されている転換社債のことをいう。

① 検討すべき論点

MSCBについての潜在株式調整後1株当たり当期純利益算定上の取扱いは、実務対応報告第9号に定められている。実務対応報告第9号Q5では「(2)当初転換価格が将来の株価に基づいて決定されるため、当期末までには決まっていないケース」の取扱いの中で、「当期中に転換価格が修正されても、潜在株式調整後1株当たり当期純利益算定上の転換価格として、当期首における転換価格を利用することが適切と考えられる。」とされている。

しかし、財務諸表利用者からは、潜在株式調整後1株当たり当期純利益から知りたい情報は、「期末時点の転換価格で今後どれだけ希薄化が生じるのか。」という点であり、期中に転換価格が修正されたにもかかわらず、修正前の転換価格を用いることは適当ではないという意見がある。

この意見を踏まえ、再度MSCBの取扱いについて検討を行う。

なお、このMSCBの取扱いを変更する場合、次の2点の取扱いについても検討する必要があると考える。

- ・当初転換価格が将来の株価に基づいて決定されるため、当期末までには決まっていないケース（実務対応報告第9号Q5(2)の場合）
- ・新株予約権の行使価格が期中に修正されるケース

⁹ また、EITF04-8は条件付転換証券と市場価格での転換条件を伴った通常の転換証券との間に実質的な経済的差異はないという考えに基づいて両者に等しく転換仮定方式を適用するが、条件付転換証券は条件が付されている部分が、その限りにおいて通常の転換証券（技術的に転換可能ではあるが、実際に転換される可能性はないという部分）と異なるために実質的な経済的差異が生じる場合があるのではないかと主張もあり得る。

（国際的な会計基準の取扱い）

転換社債は、期首に普通株式に転換されたとみなさなければならないとされているが（IAS 第 33 号改訂案 35 項、SFAS 第 128 号改訂案 26 項）、期中に転換価格が修正された場合の取扱いは定められていない。

② MSCB について考えられる取扱い

MSCB の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定上の取扱いとして、次の 3 つの取扱いが考えられる。

（案 1：現行の取扱い）転換価格として、当期首における転換価格を利用することとする。

（案 2）転換価格として、当期末における転換価格を利用することとする。

（案 3）転換価格として、転換価格の修正前は修正前の転換価格を利用し、転換価格修正日後については、修正後の転換価格を利用することとする（転換価格修正日において、転換社債を発行し直した場合と同様の取扱いとなる。）。

上の 3 つの取扱いのメリット・デメリットを比較する。

	メリット	デメリット
案 1	<ul style="list-style-type: none"> ・転換仮定方式の「期首に転換された」という仮定と整合的な取扱いである。 ・潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益を、警告指標ではなく過去の情報として開示するという現行の考え方と整合的な取扱いである。 	<p>転換価格の修正が希薄化の効果に反映されない。</p>
案 2	<p>期末における最新の転換価格による希薄化の効果を反映できる。「期末時点の転換価格で今後どれだけ希薄化が生じるのか。」についての情報を開示することができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・転換仮定方式の「期首に転換された」という仮定と整合しない。 ・警告指標的な情報となり、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益を過去の情報として開示するという現行の考え方とは整合しない取扱いとなる。
案 3	<ul style="list-style-type: none"> ・期末における最新の転換価格による希薄化の効果を反映できる。また、案 2 と異なり、転換価格修正日において転換社債が発行し直されたという仮定にそれほど無理はないと考えられる。 ・潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益 	<ul style="list-style-type: none"> ・EPS 計算の簡略化という目的に反する変更となる。 ・「期末時点の転換価格で今後どれだけ希薄化が生じるのか。」についての情報を開示することにはならない。

	<p>を、警告指標ではなく過去の情報として開示するという現行の考え方も整合的な取扱いである。</p>	
--	--	--

③ 当初転換価格が将来の株価に基づいて決定されるため、当期末までには決まっていないケース（実務対応報告第 9 号 Q5 (2) の場合）

実務対応報告第 9 号では、「当初転換価格が将来の株価に基づいて決定されるため、当期末までには決まっていないケース」と合わせて、このケースと整合的な取扱いとして、MSCB の取扱いが検討されている。このため、「当初転換価格が将来の株価に基づいて決定されるため、当期末までには決まっていないケース」についても、②で採用した取扱いと整合的な取扱いとすることが適当と考えられる。

MSCB について採用した提案と整合的な取扱いはそれぞれ次のようになると考えられる。

（MSCB について、案 1 を採用した場合）

転換価格について、転換仮定方式では期首（又は発行時）に転換を仮定することから、転換価格の算定条件に期首（又は発行時）までの株価を織り込んだ価格とすることを適当とする。（現行の取扱いのままとする。）

（MSCB について、案 2 を採用した場合）

転換価格について、転換価格の算定条件に期末までの株価を織り込んだ価格とすることを適当とする。

※ MSCB について案 2 を採用した場合、この「当初転換価格が将来の株価に基づいて決定されるため、当期末までには決まっていないケース」についても「期末時点で今後どれだけ希薄化が生じるのか」という警告指標的な情報を開示するために、転換価格の算定条件に期末までの株価を織り込んだ価格を用いるように変更することが考えられる。

ただし、MSCB の場合と異なり、このケースは期末において転換価格が決定していない。このため、（実際に転換価格が修正されている）MSCB とは取扱いを区別し、MSCB について案 2 を採用した場合であっても、「転換価格の算定条件に期首（又は発行時）までの株価を織り込んだ価格とする」取扱いを変更しないということも考えられる。

（MSCB について、案 3 を採用した場合）

転換価格について、転換仮定方式では期首（又は発行時）に転換を仮定することから、転換価格の算定条件に期首（又は発行時）までの株価を織り込んだ価格とすることを適当とする。（現行の取扱いのままとする。）

※ MSCB について案 3 を採用した場合、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益を警

告指標ではなく過去の情報として開示するという現行の考え方は変更しないこととなる。このため、「当初転換価格が将来の株価に基づいて決定されるため、当期末までには決まっていないケース」については、取扱いを変更しないことが適当と考えられる。

④ 新株予約権の行使価格が期中に修正されるケース

新株予約権の行使価格が期中に修正されるケースについても、MSCBにおいて転換価格が修正されるケースと整合的な取扱いとすることが考えられる。

(MSCBについて、案１を採用した場合)

行使価格として、当期首における行使価格を利用することとする。

(MSCBについて、案２を採用した場合)

行使価格として、当期末における行使価格を利用することとする。

(MSCBについて、案３を採用した場合)

行使価格として、行使価格の修正前は修正前の行使価格を利用し、行使価格修正日後については、修正後の行使価格を利用することとする

(検討の方向性)

MSCBについて、案３を採用し、「当初転換価格が将来の株価に基づいて決定されるため、当期末までには決まっていないケース」及び「新株予約権の行使価格が期中に修正されるケース」についても、それと整合的に取り扱うことかどうか。

(理由)

- ・潜在株式調整後１株当たり当期純利益を、警告指標ではなく過去の情報として開示するという現行の考え方とも整合的な取扱いであり、その上で、転換価格の変更を反映することができる。
- ・「期末時点の転換価格で今後どれだけ希薄化が生じるのか。」についての情報を開示するという財務諸表利用者のニーズに対応して案２を採用することも考えられるが、潜在株式調整後１株当たり当期純利益の開示目的の変更が必要なほどの問題にはなっていないのではないかと考える。

以上